

# 鳥取県信用保証協会からのお知らせ

## ～ 県制度資金に係る保証料率の弾力化について ～

日頃、鳥取県信用保証協会をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当協会では、平成18年度より、中小企業者の皆様の資金調達コストの軽減及び公的保証の利用機会の拡大を図ることを目的として、保証料率を経営状況に応じた料率へ改正していますが、県制度資金（鳥取県企業自立サポート融資）については、県内中小企業者への影響を考慮して一律料率としていました。

この度、県制度資金についても、平成19年度より経営状況に応じた9段階に弾力化することとしましたので、お知らせします。但し、県が信用保証料の一部を補助しますので、一般的な保証よりも低い保証料率が適用されます。

なお、市町村制度資金につきましては、市町村毎に取り扱いが異なりますので、当該市町村にご確認下さい。

### 【一般的な料率】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%



### 保証料率体系①

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.38%	1.33%	1.28%	1.23%	1.17%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

#### ■ 適用される制度

中小企業自立化支援資金、企業立地促進資金

### 保証料率体系②

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率	1.23%	1.18%	1.13%	1.08%	1.02%	0.95%	0.90%	0.70%	0.50%

#### ■ 適用される制度

市町村小口資金、環境産業育成支援資金、新規参入支援資金  
チャレンジ応援資金、経営改善対策資金、中小企業再生支援資金  
中小企業取引安定化対策資金、

※ 1 全ての資金について、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

※ 2 料率区分は、平成13年3月、経済産業省の発案により中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設されたデータベース「CRD（中小企業信用リスク情報データベース）」を利用します。

詳しいことは、お近くの保証協会事務所までお問い合わせ下さい。

鳥取営業部：0857-26-6631 倉吉支所：0858-22-6103 米子支所：0859-34-3535

保証協会ホームページURL <http://www.toriton.or.jp/~hoshou/>